

除染の流れ(予定)

- ① 除染の方法、手続きなどについての説明を行います(説明会の開催など)。
 - ② 除染作業委託業者を決定します。
 - ③ 土地所有者などから、調査や敷地立入りについての承諾を得ます。
 - ④ 現地調査(放射線量の測定)を行います。
 - ⑤ 測定の結果
【毎時0.23マイクロシーベルト以上の箇所がある場合】
↓ 除染作業内容を提案します。
【すべての測定箇所が、毎時0.23マイクロシーベルト未満】
↓ 除染は行いません。
 - ⑥ 同意を得て、除染作業を実施します(除草、落葉の除去、表土の除去と客土など)。
 - ⑦ 放射線量の測定・除染効果の確認を行い、土地所有者などにお知らせします。
 - ⑧ 除染終了です。
- ※測定、除染作業の順序は、放射線の影響や作業効率などを考え、受託者と協議して決定します。
- 現地調査や除染作業を実施する際は、原則的には現場立会いのうえ、確認をお願いします。

■図3 事前測定の測定点の例

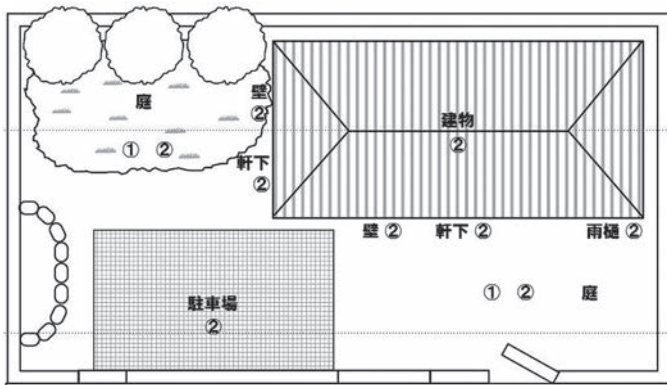


図2. 事前測定の測定点の例

- ①生活空間における平均的な測定点(庭などの屋外で、比較的多くの時間過ごす箇所)
- ②汚染程度を確認するための測定点(側溝、ため升、水たまりなど、比較的高い濃度で汚染されていると想定される箇所)

■実施時期(工程の見込み)

項目	H26												H27		
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
＜除染＞															
実施設計・入札	→														
除染計画住民説明	→														
除染作業業務委託		→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	
仮置場への搬出													→	→	
＜仮置場造成＞															
◆小野新町地区															
測量設計委託	→	→	→												
進入路整備工事				→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	
仮置場造成工事			→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	
◆飯豊地区															
調査測量設計委託	→	→	→												
設計内容説明			→												
仮置場造成工事			→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	
◆夏井地区															
仮置場造成工事	→	→	→												
モニタリング(監視)	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	

除染作業で発生した土壌などは、仮置場に搬入できるようなるまでの間、一時的に自宅の敷地に保管していただく場合がありますので、ご承知ください。

除染方法(予定)

測定結果が、地上高1メートルで毎時0.23マイクロシーベルト以上であれば、除染を行います。

比較的多くの時間過ごす箇所)の平均値↓毎時0.23マイクロシーベルト以上

↓【面的除染】住宅地全体を対象として、除染を行います。

〔図3の②〕汚染程度を確認するための測定点(側溝、溜め桝、水溜りなど、比較的高い濃度で汚染されていると想定される箇所)の値↓毎時0.23マイクロシーベルト以上

↓【部分除染】放射線量が高い部分に限定して、除染を行います。

町民生活課
72-6933

(部分除染方法の例)

- ・側溝、ため升、雨樋などの清掃、汚泥の除去
- ・除草、落葉の除去、枝葉のせん定
- ・表土の除去と客土

※屋根や壁面の高圧洗浄は、屋根や壁面を傷つける恐れがある、屋根など自体の線量も高くないと見込まれることから、除染方法として採用しません。